

社会福祉法人知覧二葉福祉会 役員等・その他の委員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人知覧二葉福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）、第3者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の委員」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいい、その他の委員とは、第3者委員、評議員選任・解任委員という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等に額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬・・・該当なし
- (2) 賞与・・・該当なし
- (3) 退職慰労金・・・該当なし

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は平成29年6月2日から施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2 (常勤の理事の賞与)

●月の賞与	無報酬
■月の賞与	無報酬

別表第3 (常勤の理事の退職金算定式)

無報酬

別表第4 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

※理事長の職務手当は、1時間当たり1,000円とする。

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	8,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 第3者委員

	日額
第3者委員会議への出席	4,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
理事会等会議への出席	4,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

別表第5（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

社会福祉法人知覧二葉福祉会 役員等・その他の委員旅費規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人知覧二葉福祉会（以下「この法人」という。）理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）、第3者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の委員」という）の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員等、その他の委員が出張もしくは理事会（監査も含む）、評議員会、第3者委員会議、評議員選任・解任委員会等に出席した場合は旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、車賃とする。

(旅費の金額)

第4条 旅費の金額は次のとおりとする。

- 1 車賃の額は、実費額とする。
 - ・交通機関（バス等）の定める料金
 - ・自家用車の場合は、1kmにつき50円とする

(旅費の調整)

第5条 理事長は特別な事情により、この規程により難い旅費について調整することができる。

附則

この規定は平成29年6月2日から施行する。